

坂戸市からのお知らせ

地域住民各位

八幡橋の通行止め及び廃止について（通知）

寒中の候、皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市道路行政に対しまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一級河川越辺川に架かる木造の八幡橋につきましては、平成19年度に架替え工事を実施してから15年が経過し、経年による老朽化と損傷が著しい状態であることから交通量調査を実施の上、令和3年2月に車幅制限、令和4年6月から車両通行止めを行い、必要な安全対策を段階的に講じてきたところであります。しかしながら、令和4年10月に実施した専門業者による橋の安全点検において、橋の構造の安全性が著しく損なわれており、車両だけでなく歩行者の通行も危険な状態であると診断されたことから、歩行者の通行を禁止するための措置が必要となりました。

こうした状況において、維持管理協定を結んでいる川島町と協議を重ねてまいりましたが、橋の必要性、利用状況、維持管理費用を含めた費用対効果等を勘案した結果、橋についてはやむを得ず廃止することといたしました。

つきましては、下記のとおり通行止めの実施と廃止に向けた事務を進めてまいりたいと存じますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

【今後のスケジュール（予定）】

- ・令和5年3月1日（水） 八幡橋の通行止めの実施（現地）
 - ・令和5年4月 八幡橋の廃止の事前周知看板の設置（現地）
- ※看板等の設置位置につきましては裏面を御参照ください。

担当 都市整備部維持管理課道路維持係 山下、佐藤
電話 049-283-1331（内線）515、516

位置図

— : 通行制限箇所

八幡橋

